改正後の博物館法施行規則第24条第1項の要件を備えている旨の報告書

 第
 号

 年
 月

 日

和歌山県教育委員会 様

報告者 住 所(設置者)

氏 名

連絡先

次のみなし指定施設について、博物館法施行規則の一部を改正する省令(令和5年文部科学省令第2号)附則第2条第4項の確認を受けたいので、同省令による改正後の博物館法施行規則第24条第1項の要件を備えている旨を報告します。

み指定	なし	ر ر	名		称						
		艾	所	在	地						
指	定	年	Ē	月	日	年	月	日			
設	立	年	Ē	月	日	年	月	日			
開	館	年	Ē	月	日						

備考

- 1 申請者が法人である場合は、「住所」欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、 「氏名」欄には当該法人の名称及び代表者の職氏名を記載すること。
- 2 この報告書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上 必要な事項を定めたもの
 - (2) 博物館法施行規則第24条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 - (3) 報告の日が属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (4) 博物館の事業に類する事業の用に供する施設及び設備の写真
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類